

請願第77号

請 願 書

平成31年3月7日

郡山市議会議長
佐藤政喜様

郡山市虎丸町7-7
日本労働組合総連合会
福島県連合会郡山地区連合
議 長 安 藤 和 彦

紹介議員 蛇石郁子
今村剛司
高橋善治
飛田義昭
橋本幸一

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書

〔請願趣旨〕

最低賃金制度により、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額が法律により保障されています。そして、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金が決定されています。

政府は、2013年の「経済財政運営と改革の基本方針」ならびに「日本再興戦略」で引き上げの意向を示し、2016年6月には「毎年年率3%程度を目途として引き上げ全国加重平均1000円を目指す」具体的金額を閣議決定しました。

現在の福島県最低賃金は「時間額772円」ですが、政府の目標金額とは程遠く、また、全国でも31位の低位にあります。このような全国水準との乖離是正は、県内の労働者・生活者のセーフティーネット強化や内需拡大はもとより、県内の人手不足解消、生産年齢人口流出の抑制に効果があることは明らかです。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるよう請願いたします。

〔請願事項〕

- 1 福島県最低賃金は、政府の「毎年年率3%程度を目途に引き上げ、全国平均で1000円を目指す」との決定に沿って、相応の引き上げを行うこと。
- 2 福島県内の労働力確保、人口流失抑制・防止を見据えた金額とすること。
- 3 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。
- 4 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め早期の発効に努めること。

請願第78号

請 願 書

平成31年3月7日

郡山市議会議長

佐 藤 政 喜 様

郡山市麓山一丁目1-1
福島県職員退職者会郡山支部
支 部 長 古 川 孝 雄

紹介議員 蛇 石 郁 子
高 橋 善 治
飛 田 義 昭

統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める請願

〔請願趣旨〕

国の基幹統計である「毎月勤労統計調査」で10年以上にわたって不正が行われてきたことが発覚しました。全数調査するべき東京都分を2004年以降、約3分の1の抽出調査しか行っておらず、2018年にはこれを正しく装うようなデータ改変まで行われていました。こうした不正をすべて秘密裏に行い、さらに過去の基礎資料を廃棄してしまった結果、データを補正し再集計することが不可能となりました。統計法違反であり、まさに政府の組織ぐるみの隠ぺいと言わざるを得ません。

最優先されるべき雇用保険や労災保険などの追加給付のめどは一部しか立っていません。過小給付の是正が労使負担の雇用・労災保険の特別会計から捻出されることは、役所のミスにつけ回しにほかなりません。また、勤労統計の不正は、多くの統計データに影響が波及し、とりわけ2018年の実質賃金は大幅なマイナスであったことが判明しました。安倍政権がアベノミクスの成果として盛んに喧伝してきた賃金上昇はねつ造、日本の経済統計は不信にまみれました。「消えた給付金」「賃金偽装」は断じて容認できません。さらに、ねつ造された賃金統計を基に当初予算案や消費税増税対策が策定され、日銀の金融政策や年金支給額、公共料金など国民生活のあらゆる分野に問題が波及しており、安倍政権の責任は計り知れません。

国の基幹統計53のうち約4割に問題があったことも明らかになっています。厚労

省は、毎勤だけでなく「賃金構造基本統計」に関しても不適切な調査を放置してきました。総務省が所管する「小売物価統計調査」においても、大阪府で店舗訪問が行われず、過去の価格が報告され続けるという不適切な業務実態が明らかになりました。

データ改変を秘密裏に始めた2018年は、森友・加計問題における公文書の改ざん、裁量労働制をめぐる不正データ、障がい者雇用の水増し、失踪外国人技能実習生をめぐるデータねつ造など、前代未聞の不祥事が繰り返されました。行政への監視機能を強め、信頼できる行政・政治を取り戻さなければなりません。

よって、国会及び政府に対し、統計不正の事実解明と再発防止、信頼回復に向け、以下の事項について誠実に対応されるよう強く求めるものです。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

- 1 毎月勤労統計調査の不正問題の真相究明を図るため、独立した第三者機関による徹底した検証を行い、政府の責任で公的統計の総点検を行うこと。
- 2 統計不正の再発防止と信頼回復のため、10年間で半減した国の統計職員の増員をはじめ、必要な施策と財源措置を抜本的に拡充すること。

請願第79号

請 願 書

平成31年3月7日

郡山市議会議長

佐 藤 政 喜 様

郡山市咲田一丁目2-1
咲田ハイツ1号館105
公益社団法人全国運転代行協会
理事兼福島県支部長 宗 形 三彩史

紹介議員 箭 内 好 彦
岡 田 哲 夫
石 川 義 和
飛 田 義 昭
小 島 寛 子
七 海 喜久雄

郡山市の運転代行業の業務の適正化対策を求める請願

〔請願趣旨〕

警察庁及び国土交通省は平成14年6月に自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行以降、自動車運転代行業の業務の適正化について諸施策を講じてきました。しかしながら、違法行為を行っている業者は多く、随伴用自動車（自動車運転代行業者が利用者に代わって運転する自動車の随伴に用いられる自動車をいう。以下同じ。）による白タク行為等の悪質な違法行為を根絶するための改善等に向けて、「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」も講じられていますが、郡山市内では、運転代行業者による白タク行為、白タク類似行為、利用者による要求行為は後を絶ちません。また、無認可、無保険、無免許が疑われる業者も見受けられます。

特に多いのは、郡山市駅前地内（うすい百貨店前、陣屋内）、アーケード内、朝日町市道にて道路上待機している随伴用自動車に利用者が声をかけ、自身の車が駐車してある場所まで乗せて行ってほしいと声をかける行為です。

随伴用自動車に乗る事は、万が一の交通事故の際、十分な補償が受けられない可能性があります。

市内、市道において、容易に駐停車、待機し営業できる環境が、違法行為、違法業者の温床となっている部分は否めず、抑止する環境整備が必要と考えます。

このことは、運転代行を利用する市民の生命と財産を守り、交通環境の改善、法を遵守して営業している適正事業者をも守ることになります。

以上につきセーフコミュニティ認証を取得し市民の安全・安心への取り組みをしている郡山市として、運転代行業者に対する市独自の対策を早急にしていただきたく、以下の事項についてお願いいたします。

[請願事項]

- 1 郡山市は、監督権限を持つ福島県と連携して、運転代行業者の違法行為に対する防止対策を実施し、それらの行為の根絶を推進すること。
- 2 郡山市は、業界団体と協力して、運転代行業者の有料待機場所について調査・検討し、街頭広報、違法行為へとつながる客待ち行為防止の為の指導やパトロールを行うこと。

請願第80号

請 願 書

平成31年3月7日

郡山市議会議長

佐 藤 政 喜 様

郡山市虎丸町7-7

郡山地方労平和フォーラム

議 長 本 田 和 夫

紹介議員 蛇 石 郁 子

八重樫 小代子

高 橋 善 治

国有林伐採を民間開放する「国有林野管理経営法改正案」に反対する
請願

〔請願趣旨〕

日本の森林の約3割（758万ヘクタール）を占める国有林は全国各地に広がり、木材供給源のみならず土砂災害の防止などの国土保全、良質な水源域の維持、変化に富んだ動植物を育む生物多様性の保全、温室効果ガスの森林吸収源など、様々な役割を果たす国民共有の財産です。国有林が荒廃すれば国土は傷み、都市住民も含めて国民は安心して生活することができません。

しかし、政府は現在の通常国会に「国有林野管理経営法改正案」（国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案）の提出を予定しています。国有林の一定区域で「意欲と能力のある林業経営者」に10年間を基本に「樹木伐採権」を与える内容で、民間企業も対象になり得ます。年間数千万立方メートル、10年間で数百ヘクタールの伐採権が想定されていますが、長期間・大面積で民間企業が伐採できるとなれば事実上の国有林の民間払い下げとなる恐れがあります。政府は権利者との契約には伐採後の再生林も含まれ、現行の国有林伐採ルールの順守も求めるとしていますが、参入したものの採算が厳しいと判断した場合に再生林が確実に行われるのかなど、ひとたび民間企業に開放すればそれらが乱伐や環境破壊の歯止めとなる保証はありません。また、生物多様性の保全や洪水等の災害防止等、森林の

多面的な公益機能の観点からも懸念される点は多いです。

国有林の民間開放は政府の未来投資会議で民間委員の竹中平蔵氏らが主張してきた経緯があり、林業現場や自治体の声に基づかない急進的な「改革」には強い懸念を抱かざるを得ません。

よって、国会及び政府に対し、以下の事項について誠実に対応されるよう強く求めるものです。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定に基づき、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

国有林伐採権を民間にも与える「国有林野管理経営法改正案」について、広範な国民の懸念が拭えぬまま拙速な法制定を行わないこと。